

議第17号

防災減災事業等に要する費用の一部負担について

県は、平成29年度において実施する防災減災事業等に要する費用の一部を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
大江中部	西村山郡 大江町	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の14/100に相当する 額	大江町
春木	最上郡 真室川町	経営体育成基盤整 備事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	真室川町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

防災減災事業等に要する費用の一部を受益町に対し負担させるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により提案するものである。

議第18号

転作畑対策事業等に要する費用の一部負担について

県は、平成29年度において実施する転作畑対策事業等に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
鶴岡東部	鶴岡市	転作畑対策事業	用排水施設	工事費の13.5/100に相当する額	鶴岡市
八幡	酒田市	〃	〃	〃	酒田市
烏川赤松	最上郡 大蔵村	農業生産基盤整備 附帯事業	施設移転	工事費の17.5/100に相当する額	大蔵村

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

転作畑対策事業等に要する費用の一部を受益市村に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第19号

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、平成29年度において実施する都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
羽 黒 橋 加 茂 線	鶴 岡		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	鶴 岡 市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第20号

道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、平成29年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
月山公園線	鶴岡		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	鶴岡市
三瀬水沢線	〃		〃	〃	〃
板井川下山添線	〃		〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。